

沖縄県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

沖縄県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第83号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「以外の介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第5条第1項ただし書中「病院又は診療所に併設」を「介護医療院又は病院若しくは診療所に併設」に、「病院又は診療所の施設」を「介護医療院又は病院若しくは診療所の施設」に、「当該病院又は診療所」を「当該介護医療院の入所者又は病院若しくは診療所」に改める。

第7条中「、文書の交付又は規則で定める方法により明示して説明し」を「記した文書を交付して説明を行い」に改め、同条に次のただし書きを加える。

ただし、規則で定める場合にあっては、文書の交付以外の規則で定める方法によることができる。

第14条第3項中「前2項により、入所者から」を「入所者から前2項の」に改める。

第16条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第45条第1項ただし書中「病院又は診療所の施設」を「介護医療院又は病院若しくは診療所の施設」に、「当該病院又は診療所」を「当該介護医療院の入居者又は病院若しくは診療所」に改める。

第47条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第54条中「第7条第1項」を「第7条」に改める。

附則第2項中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月14日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、介護老人保健施設の運営に関する基準等を改める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。